

## ベビーカー利用ルールの作成

### 1. ベビーカー利用ルールの必要性

- 公共交通機関等におけるベビーカーの利用について、各事業者が独自に取り組みを行い、利用方法が事業者ごとに異なる現状では、利用者の混乱を招く原因となり、望ましくない。
- 公共交通機関等の混雑の状況等は地域によって差異はあるものの、関係者がベビーカーの利用の円滑化にあたって取り組むべき事項には共通点を見いだすことができるため、これらを整理し、発信していくこととする。

### 2. ベビーカー利用ルール作成の考え方

#### (1) 検討事項の事前整理

- 検討事項として想定される内容については、以下のとおり関係者及び着眼点ごとに網羅的に整理し、前回の協議会においてお示ししているところ。

#### <関係者>

- ①ベビーカー使用者
- ②一般利用者
- ③交通事業者・施設管理者
- ④ベビーカーメーカー

#### <着眼点>

- ①「安全性」の確保
- ②「理解」の促進
- ③「スペース」の問題

#### (2) ルール作成の基本方針

- 公共交通機関や公共施設でのベビーカー利用にあたっては、「社会全体で子育てを支える」という考えのもと、「子どもの安全を守り」、「子育てしやすい環境をつくる」ことを重視した取り組みを進める。
- 「子どもの安全を守り」、「子育てしやすい環境をつくる」ためには、上記の関係者がそれぞれの立場で役割を果たすことが重要であり、本協議会において定める取り組み事項は、それぞれの関係者に守ってもらえるよう、内容を一方的に強制するものではないことに加え、一定の社会的理解を得られるものであることが必要不可欠である。
- このため、関係者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことができるよう、以下の点に留意し、取り組み事項を定めることとする。
  - ・細かいことを押しつけるのではなく、必要最小限の範囲にとどめた緩やかなもの
  - ・関係者間で合意ができるもの

○上記の考え方に基づき、「安全性」「理解」「スペース」の観点ごとに、関係者が取り組むべき具体的な事項をまとめる。

○なお、ベビーカーの公共交通機関等における利用は、ここ近年急増してきている状況であり、今後の利用状況や社会的理解の進展等を踏まえ、内容の見直しには柔軟に対応していく必要がある。

(3) 関係者と取り組み事項の関係

○(2)の基本方針に基づき、「子どもの安全を守ること(ベビーカーの安全な使用)」及び「子育てしやすい環境をつくること(ベビーカー利用への理解・配慮)」を関係者に呼びかけるルールを作成する。

①ベビーカーの安全な使用

- ・ベビーカー使用者に対し、子どもの安全を守るためにベビーカーの使い方などで心がけてもらいたいことをお願いする内容

②ベビーカー利用への理解・配慮

- ・ベビーカー使用者及び周囲の方に対し、公共交通機関等が快適に利用できるようにお互い理解や配慮をしてもらいたいことをお願いする内容
- ・子どもの安全を守るために周囲の方にお願ひしたいこと、及びスペースの利用にあたって両者にお願ひしたいことも含む

○なお、交通事業者・施設管理者やメーカーの取り組みは、その性質上、ルールという形で呼びかけることにそぐわないため、本協議会の「取りまとめ」に記載することにより明文化し、事業者団体等を通じて周知するなどして取り組みを進めてもらう。

<関係者と取り組み事項の関係整理>

	関係者		
	ベビーカー使用者	周囲の方	交通事業者・施設管理者 ベビーカーメーカー
安全性	ルールの作成 (①ベビーカーの 安全な使用)		本協議会の 「取りまとめ」 への記載
理解		ルールの作成	
スペース		(②ベビーカー利用への理解・配慮)	

(4)「ベビーカー利用ルール」の呼称

○本協議会では、これまで、関係者に守ってもらいたい事項やお願いしたい事項等について、「ベビーカー利用ルール」として作成することを念頭に検討を進めてきたところであるが、これまでの検討の結果、その内容は規制的な意味あいを持つ「ルール」というよりは、むしろ利用者への「お願い」と呼ぶべき内容となっている。

○このため、今後、本協議会では、「ルール」という表現は用いず、「ベビーカー利用にあたってのお願い」と呼ぶこととする。

### 3. ベビーカー使用者、周囲の方へのお願い（呼びかけの内容）

#### （１）ベビーカーの安全な使用

##### 【呼びかける事項】

- ベビーカーの使い方に関わる内容を中心に、ベビーカーの使用にあたって守ってほしいことをまとめる。
- ・子どもにはシートベルトを着用すること
- ・段差、隙間に注意すること
- ・子どもを乗せたまま、エスカレーターや階段は使用しないこと
- ・駆け込み乗車はしないこと
- ・ベビーカーから目を離さないこと
- ・止めている間は、動かないようストッパーをかけること

##### 【周知・普及方法】

- チラシとして作成し、ベビーカー販売時や駅などの施設で配布するなどして、周知することを想定。
  
- 利用場面によって、お願いする内容に多少の違いがあるため、標準的な利用場面を想定した「共通版」に加え、「鉄道用」「バス用」の３種類を用意。（別紙１）

#### （２）ベビーカー利用への理解・配慮

##### 【呼びかける事項】

- ベビーカー使用者や周囲の方の相互理解が得られるように、理解・配慮してもらいたいことをまとめる。
- ・混雑時の乗降時などには、お互い声をかけあうこと
- ・ベビーカー使用者は、接触や固まっての移動、放置など、操作には気をつけること
- ・周囲の方はベビーカー使用者の行動には温かい気持ちで接し、見守ること
- ・ベビーカー使用者は、困っているときは遠慮せず手助けを求めること
- ・周囲の方はベビーカー使用者が困っていれば、一声かけて手助けを申し出てみる

##### 【周知・普及方法】

- ポスターとして作成し、駅などの施設に掲示するなどして、広く呼びかけることを想定。
  
- 利用場面によって、お願いする内容に多少の違いがあるため、標準的な利用場面を想定した「共通版」に加え、「鉄道用」「バス用」の３種類を用意。（別紙２）

## 4. 交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーの取り組み

### (1) エレベーターの優先的使用

- ベビーカーに子どもを乗せたままエスカレーターを使用すると、緊急停止や子どもの予期しない動きなどによりバランスを崩して転落などの危険性があり、実際このような事故も発生しているところである。
- このため、ベビーカーの安全な使用の観点から、これまでの各関係者の取り扱いと同様に、ベビーカーに子どもを乗せたままのエスカレーターの使用はやめてもらい、エレベーターを使用するよう呼びかけることとする。(同伴者や周囲の方の協力を得て、子どもを抱っこし、ベビーカーを持ってもらうような場合は使用しても構わない。)
- これは、階段において抱えて昇降する場合も同様の考え方であるが、この結果、垂直移動手段がエレベーターに限られてしまうことから、そのままではベビーカー使用者の利便性が著しく低下することになる。
- そこで、垂直移動手段を確保する方法として、エレベーターを利用しやすくする環境を整備する観点から、以下のような取り組みを行う。
  - ・駅等の旅客施設やデパート等の不特定多数の方が利用する商業施設等においては、ベビーカー使用者が優先的にエレベーターを利用できるようにするとともに、その旨ベビーカーマークを掲出する。
  - ・周囲の方に対して、できるだけ階段やエスカレーターの利用を促し、エレベーターの使用を譲ってもらうよう呼びかけを行う。(※(5)の活動とも共通)
  - ・また、旅客数の多い駅等の旅客施設や一定の建築物には垂直方向の移動のためにエレベーターを原則として設置することとなっているが、利用状況等を踏まえ、かごのサイズを大きくして一度に乗れる人数を増やすことや、複数箇所に設置して利用を分散させることなど、待ち時間を減らし利用しやすくなるような取り組みが望まれる。

### (2) 車椅子スペースの活用

- ベビーカー使用者が公共交通機関等を利用しやすい環境をつくるにあたり、既に設置されている車椅子スペースを活用することとする。(車椅子スペースをベビーカー使用者が専用的に使用することや、ベビーカー使用者が他のスペースを利用することができないようにすることは想定していない。)
- 車椅子使用者に比べてベビーカー使用者の利用は多いことから、スペースをより利用しやすくするよう、以下のような取り組みを行う。
  - ・周囲の方や障害者などに対して、ベビーカースペース確保の必要性があることについて理解が得られるよう呼びかけを行う。(※(5)の活動とも共通)
  - ・鉄道車両には1編成に1箇所以上(1編成が長い場合は2箇所以上が標準的な整備内容)の車椅子スペースを設けることとなっているが、このスペースは利用形態を限定

せず、ベビーカー利用者等の多様な利用者に配慮したものとするとともに、利用実態を踏まえ、ベビーカー利用者の利用が多い場合等には、ベビーカー等が利用可能なスペースを増設することが望まれる。

- ・また、設置するスペースの大きさも、ベビーカー利用者等が円滑に乗車できるよう、2台以上の車椅子が乗車可能な大きさとするのが望まれる。

○さらに、鉄道やバス車両における車椅子スペースについては、車椅子マークを車内・車外に掲出することとしているが、周囲の方の協力が得られやすいように、ベビーカー利用者が安心して利用できる場所であることを示すベビーカーマークもあわせて車内・車外に掲出することが望まれる。

### (3) ベビーカーをたたまずに乗車可能とすることについて

○ベビーカー利用者は、子どもの荷物などを抱えており、ベビーカーをたたんで子どもを抱っこすることは現実的に困難な場合が多い。また、無理矢理たたんで子どもを抱っこした場合、体勢が不安定となり転倒などの危険があるため、子どもの安全性の観点からも問題がある。

○このため、小型のバス車両など、構造上たたまずに乗車することが困難な場合を除き、原則として、ベビーカーをたたむことに関する呼びかけは行わないこととする。

### (4) 事故防止のための取り組み

○公共交通機関等でのベビーカーの利用の増加に伴い、車両とホームの隙間や車両ドアなどに車輪が挟まるなどの事故も発生しているところである。

○このため、公共交通機関等を安全に利用する観点から、以下のような取り組みを行う。

- ・ベビーカーメーカーは、公共交通機関等での利用に適したベビーカーの開発について検討を行う。
- ・万一、ベビーカーの車輪が鉄道車両のドアに挟まれた場合にも検知が可能なように、鉄道事業者は車両ドアの戸あたりゴムを堅いものへと改良する取り組みを順次拡大する。

### (5) 利用者の理解促進のための活動

○3. に掲げるように、ベビーカー利用者や周囲の方に対して「ベビーカーの安全な使用」及び「ベビーカー利用への理解・配慮」を呼びかけることが極めて重要である。

○このため、交通事業者・施設管理者やベビーカーメーカー、さらには国や本協議会の各メンバーは、チラシの配布やポスターの掲示などを通じて、積極的に広報・周知を行うこととする。